

横浜市立中田小学校PTA規約施行細則

要保存
(小学校卒業まで)

第一章 会 員

- 第1条 1. この細則は、横浜市立中田小学校PTA規約（以下、「規約」という）第25条に基づき必要な事項を定める。
2. 規約第3条に定める保護者は、児童の父母のほか、規約及びこの細則の趣旨を理解し、活動に意欲のある以下の者を含むものとする。
(1) 当該児童と同居している成人
(2) 当該児童と血縁関係にある成人
- 第2条 本会の会員は泉区PTA連絡協議会、横浜市PTA連絡協議会及び日本PTA連絡協議会の会員であり、これらが主催する各種会合に参加するとともに諸会合に代表を送る。

第二章 役員及び委員

- 第3条 各種委員の数は、実情に応じて実行委員会の決議により変更することができる。
第4条 専門委員及び推薦管理委員は、他の専門委員又は推薦管理委員と兼任できない。
第5条 役員は、他の役員、専門委員又は推薦管理委員を兼任できない。

第三章 学 校 長

- 第6条 学校長は必要に応じて会合に出席し、学校経営の責任者としてPTA活動と学校の教育活動との調整にあたりとともに円滑な運営ができるように助言する。

第四章 総会及び専門委員会

- 第7条 定期総会及び臨時総会の開催方法については、実行委員会において協議決定する。
- 第8条 議案の回答締切日は、総会開催日の前とする。
- 第9条 総会の公示は開催日の10日前までに行う。
- 第10条 回答の確認及び集計は、保護者及び教職員の代表者立会いのもとで行う。
- 第11条 会長は、各専門委員会を編成し、各専門委員に当該委員会の業務を委託する。
- 第12条 専門委員会の事業は、これを担当する専門委員会が一貫してその処理にあたるものとする。但し、事業により他の専門委員会との共同・協力を必要とする場合は役員会にはかり適宜の処置をとる。
また、緊急を要する場合は当該委員相互の連絡により処置をとることができる。
- 第13条 新年度の役員及び正副委員長は、決定後速やかに前年度役員及び正副委員長と事務の引継ぎを行い、新年度の事業計画を立案して新年度総会に提出する。

第五章 予 算

- 第14条 予算編成は次の手続きにより行う。
(1) 会長は第1回の実行委員会に予算の基本方針を提示し、討議に対して了承を求める。
(2) 役員会及び各種委員会は基本方針に則り事業計画にもとづく予算要求を会計に提出する。

- (3) 提出された予算は、実行委員会で審議査定される。
- (4) 会長及び会計は、査定をもとに予算案を作成し新年度総会に提出する。

第六章 会 計

- 第15条 本会の会費は次により徴収する。
- (1) 会費
 - イ. 保護者＝児童1人につき1か月300円とする。(S62.3 改正)
 - ロ. 教職員＝1か月300円とする。(S62.3 改正)
 - (2) 生活保護ならびに、これに準ずる保護を受けている家庭の会費はこれを免除することができる。
 - (3) 会費は年間11か月分とする。
- 第16条 会費以外の収入については次によりこれを処理する。
- (1) 会費以外の収入は別途会計とし、ひろく児童に還元される用途に充てる。
 - (2) 前項の使途については会長が実行委員会の承認を得て執行するものとする。
- 第17条 会計に関しては規約第21条により毎年総会の承認を必要とする。

第七章 慶弔・送迎

- 第18条 本会にかかわる慶弔・送迎等は次の基準による。
- (1) 会員が死亡した場合、弔慰金として10,000円、及び花輪又は生花を贈る。
 - (2) 児童が死亡した場合は、弔慰金として10,000円、及び花輪又は生花を贈る。
 - (3) 学校職員の家族（配偶者、実父母、子女及び同居家族）が死亡した場合は、弔慰金として5000円を贈る。
 - (4) 学校職員が結婚した場合は、祝金として5000円を贈る。
 - (5) 学校職員が転退職した場合は、記念品を贈る。
 - (6) ここに定めないその他の弔慰金、見舞金、餞別、感謝状、記念品、歓送迎会等については、実情に応じ、その都度実行委員会で決定する。

第八章 事務専従者

- 第19条 本会の事務を執行するにあたり、会長は必要に応じて専従者を委嘱することができる。

第九章 施行と改正

- 第20条 本細則にもとづき執行された業務については、次の最も近い総会において報告するものとする。
- 第21条 本細則は実行委員会において参加者の3分の2以上の賛成がなければ、これを改正することはできない。

【お手元にて保管ください】

付 則

本細則は昭和47年5月 5日よりこれを施行する。
本細則は平成11年3月 1日よりこれを施行する。
本細則は平成19年3月 1日よりこれを施行する。
本細則は平成21年5月 8日よりこれを施行する。
本規約は平成30年4月 1日より一部改正施行する。
本細則は平成30年5月29日よりこれを施行する。
本細則は令和 3年7月14日よりこれを施行する。